

郡山市健康増進等事業費補助金交付要綱

平成22年4月1日制定

平成24年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

令和7年1月24日一部改正

[保健福祉部保健所総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における保健医療に係る諸対策の円滑な推進並びに総合的な健康管理及び健康増進を図るための事業を行う医療関係団体（以下「団体」という。）に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象は、次に掲げる団体とする。

- (1) 一般社団法人郡山医師会
- (2) 一般社団法人郡山歯科医師会
- (3) 公益財団法人郡山市健康振興財団

(補助対象事業及び補助額等)

第3条 前条各号に掲げる団体に係る補助対象事業及びその事業内容、補助対象経費並びに補助額は、別表のとおりとする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）とする。

(交付の申請)

第5条 団体は、補助金の交付の申請をしようとするときは、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、補助対象事業の収支予算明細書（ただし、第2条第3号に該当する団体に限る。）とする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第7条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、別表に掲げる補助対象内において、第2条第1号及び第2号に該当する団体にあっては次の第1号及び第2号のいずれにも該当する変更とし、同条第3号に該当する団体にあっては、次の各号のいずれにも該当する変更とする。ただし、補助事業等の内容の変更を伴うものを除く。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更
- (3) 公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月11日内閣公益認定等委員会通知）に定める勘定科目の大科目内の経費の配分の変更

（実績報告）

第9条 団体は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は補助事業完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第14条の規定により、市長に実績を報告するものとする。この場合において、その他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業に係る事業報告書
- (2) 補助対象事業の収支決算明細書（ただし、第2条第3号に該当する団体に限る。）

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額の確定を行い、速やかに第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により団体の代表者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（郡山市医療団体補助金交付要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

（1）郡山市医療団体補助金交付要綱（昭和52年1月17日制定）

（2）財団法人郡山市健康振興財団事業費補助金交付要綱（平成2年10月1日制定）

附 則

この要綱は、平成24年2月9日から施行し、改正後の郡山市健康増進等事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年度以後の年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月24日から施行し、改正後の郡山市健康増進事業費補助金交付要綱の規定は令和7年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

交付対象	補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助額
一般社団法人 郡山医師会	救急蘇生法講習会事業	学校で児童及び生徒を対象に行われる救急蘇生法講習会事業	対象事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費及び役務費	予算の範囲内で定める。
一般社団法人 郡山歯科医師会	歯の衛生意識啓発事業	歯の衛生週間に歯の衛生意識の向上を目的として歯の健診、相談、歯磨き指導等を実施する事業	対象事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料	予算の範囲内で定める。
公益財団法人 郡山市健康振興財団	健康づくり事業	市民の健康の維持増進を目的として行われる各種健診、検査、指導、教室、啓発事業等	対象事業の実施に必要な給与、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、財産購入費、租税公課費並びに減価償却費	補助対象事業に係る収入その他公益財団法人郡山市健康振興財団の収入のうち当該事業に充当できる財源を控除した額とし、予算の範囲内で定める。
	介護関連事業	健康寿命の延伸を目的とし主に高齢者を対象とした健診、介護予防教室、介護予防把握事業等		